

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 産業動物臨床部会規約

この法人の定款第4条第2項ならびに部会運営規程に基づき産業動物部会規約を定め、次のとおり運営する。

### (目的)

第1条 この部会は、産業動物の健康を守り、併せて国民に対する動物性蛋白食品の安全性と家畜の未利用資源の開発及び自給率の向上等農家指導に当ることにより、畜産振興に寄与し、さらに会員相互の研鑽と連携を図り、もって社会的貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 家畜の疾病予防及び診療に関すること。
- (2) 畜産物の安全に関すること。
- (3) 家畜情報並びに関係団体との協調及び協働に関すること。
- (4) その他、部会の目的に関すること。

### (部会員)

第3条 部会の会員（以下、「部会員」という。）は、次の2種とする。

- (1) 開業会員 産業動物に携わり自ら診療所を開設経営する会員。
  - (2) 勤務会員 産業動物に携わる勤務獣医師。
- 2 部会に入退会しようとするものは、入退会届を部会長に提出しなければならない。
- 3 第1項各号の会員は、別に定める部会費を納入しなければならない。

### (部会役員)

第4条 部会に、次の部会役員を置く。

- (1) 部会役員は5名以内とする。
  - (2) 部会役員のうち、1人を部会長、1人を副部会長とする。
  - (3) 部会長は本会理事から、副部会長は部会役員から選任する。
- 2 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 部会役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された部会役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 会議は、この規約に定めるもののほか、この部会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 会議は、部会長が招集し、この会議の議長にあたる。
- 4 議長に事故ある時は、副部会長がこれにあたる。
- 5 本会会長、副会長は、必要により会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 会議の議事については、議事録を作成し、部会長は本会会長に報告しなければならない。

### (部会役員会)

第6条 部会役員会は、部会役員をもって構成する。

- 2 部会役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 会議に付議すべき事項
  - (2) 会議の議決した事項の執行に関する事
  - (3) その他の会議の議決を要しない部会務の執行に関する事項
- 3 部会役員会は、部会長が招集し、この議長は部会長がこれにあたる。

(部会運営費)

第7条 部会の運営費は、部会費より支出する。

- 2 部会員は、必要に応じて別に定める会費を納入し、これに充てることができる。

(改 廃)

第8条 規約の改廃は、理事会の議決による。

(そ の 他)

第9条 部会運営のため、この規約の定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

附 則 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。